

97-135号によりフランス国有鉄道から分離して創設された。同法第1条には、フランス鉄道事業公社の任務として、鉄道基盤の整備、開発及び有効な活用が規定されており、鉄道事業の運営についてはフランス国有鉄道と協力することが定められている（萩原隆子「フランス鉄道線路事業公社の概況」『運輸と経済』2003.2, pp.72-74）。

- (11) 原語は”départements d’outre-mer”。カリブ海、南米大陸、インド洋にある、グアドループ（Guadeloupe）、マルチニック（Martinique）、ギアナ（Guyane）、レユニオン（Réunion）の4県を指す。
- (12) 交通権学会編『交通権憲章—21世紀の豊かな交通への提言』pp.136-138、全日本運輸産業労働組合連合会報告「21物流フォーラム」第5章、戸崎肇「『交通権』と社会資本整備⑤（やさしい経済学）」『日本経済新聞』2001.3.1.参照。
- (13) 第154回国会に提出された「交通基本法案」第1条では、法律の目的として、「移動に関する権利」及び「交通についての基本理念」の規定、国、地方公共団体、運輸事業者等の交通に係る責務の明確化、並びに「交通に関する施策の基本となる事項」を規定することをあげている。

（参考文献）

- ・交通権学会編『交通権憲章—21世紀の豊かな交通への提言』日本経済評論社、1999, pp.136-138.
- ・日本国有鉄道外務部編『欧米諸国の鉄道と交通政策』1968.9, pp.226-235.
- ・日本国有鉄道『外国交通調査資料』第395号、1984.2, pp.8-10.
- ・「フランスの国鉄改革—交通権の承認と労組の権利拡大—」『こくろう調査』1983.10, pp.46-54.
- ・廣崎宗二「フランス国鉄の現状と今後」『運輸と経済』1994.4, pp.71-91.
- ・玉村博巳『フランス企業と国有化問題』同文館出版、1979, p.45.
- ・今城光英『鉄道改革の国際比較』日本経済評論社、1999, p.192.
- ・太田勝敏ほか「都市圏交通計画制度の現況と課題—都市計画・環境政策との連携に向けて—」『日交研シリーズ』A-327, 2002.10, pp.4-14.
- ・民主党国土交通部門：交通基本法案骨子<http://www.dpj.or.jp/seisaku/syakai/BOX_SY0036.html> (last access: 2003.4.24.)
- ・交通に関する国家評議会（Le conseil national des transports）ホームページ<http://www.cnt.fr/VI EWDOC/001_-_Organisation_du_CNT.shtml> (last access: 2003.4.24.)
- ・交通権学会編『交通権—現代社会の移動の権利—』日本経済評論社、1986.10, pp.242-248.

（う え だ た か ゆ き ・ 国 土 交 通 課）

【短信：ドイツ】

インターネット時代の青少年保護法

戸 田 典 子

2003年4月1日、新しい青少年保護法が施行され、同時に青少年メディア保護州際協定が発効し、インターネット時代に対応した青少年保護の体制がスタートする。連邦制のドイツでは、

青少年を有害環境から守る法制の中心は、連邦の法律及び放送分野に関する州際協定である。

1. 1997年まで

1997年までは、連邦法である、公共の場所における青少年保護のための法律（「旧青少年保護法」^(注1)）と、青少年に有害な文書の頒布に関する法律（「有害文書法」^(注2)）及び放送州際協定^(注3)が青少年保護を定めてきた。

1950年代に制定された旧青少年保護法と有害文書法は、規制の対象を、前者は誰でも立ち入り可能な「公共の場所」——飲食店、映画館、ディスコなど——、後者は図書等の「文書」と分けていた。有害文書法では、連邦青少年有害文書審査会が「有害文書」を「有害文書リスト」に記載し、官報に公示する。この「有害文書」は、青少年（14歳未満の児童、14歳以上18歳未満の少年）への提供を禁止された。

放送（テレビ、ラジオ）についてはドイツでは州の所管であるため、州は放送州際協定を結び、青少年に「極めて有害な」放送を禁止すること、「極めて有害」ではないが青少年の発達を「損なう」放送は23時から6時までの時間帯に限ることなどを定めていた。

2. 1997年：インターネットの規制

この体制は、青少年が享受するメディアが図書、雑誌といった「文書」から、CD、ビデオなどの新たな媒体へと広がり、さらにインターネットが登場するに及び、見直しを迫られた。

インターネットの普及は、青少年保護法制に限らず、広い分野の法整備を必要としたため、1997年に情報・コミュニケーションサービス法（「マルチメディア法」^(注4)とも呼ばれる。本稿でもこの呼称を用いる。）が制定され、また、メディアサービス州際協定^(注5)が締結され、両者は1997年8月1日に同時に施行され、発効した。

インターネットを代表とする情報コミュニケーションサービスという新しい領域は、州の所管である「放送」としても、また、連邦の所

管である「テレコミュニケーション」^(注6)としてもとらえることができない。1997年の立法では、この分野については連邦、州のいずれも立法権限を有するとし、これを連邦所管の「テレサービス」と州所管の「メディアサービス」という新たなカテゴリーに分けた。前者についてはマルチメディア法の一環として制定されたテレサービス法が、後者についてはメディアサービス州際協定が各々定義している。これらによれば、「テレサービス」とは、インターネットバンキング、インターネットゲーム等「個人」の利用のためのサービス、「メディアサービス」とは、オンライン新聞等「一般」に向けたサービスである。

この二つのカテゴリーについて法律と協定の各々に青少年保護の規定を置くことにより、インターネットのコンテンツの規制を導入したのである。

2-1. マルチメディア法

青少年保護の目的のために、マルチメディア法により有害文書法が改正された。まず法律名に「メディアコンテンツ」という語を加え、「青少年に有害な文書及びメディアコンテンツの頒布に関する法律」と改めた。そして「音声及び画像の媒体、データ収蔵物、複写物その他の表現物」も「文書」と同等に扱うことにし、これら文書、メディアコンテンツを、店頭での提供等に加え、テレサービスによって頒布し、又はアクセス可能とすることも禁止したのである。ただし、成人の利用のみに限定できる技術的措置が講じられている場合には許される。これにより、たとえば有害なゲームをインターネット上で青少年にプレイさせることは違法となった。

テレサービスを業として提供するインターネットサービスプロバイダー等の事業者には、そのサービスが青少年に有害となる可能性があ

る場合には青少年保護受託者（オンブズマン）を置くことを義務づけた。青少年保護受託者は、サービス提供事業者に助言し、提供の制限を提案することができる。青少年保護受託者を置く代わりに、自主規制機関^(注8)と提携することもできる（第7a条の追加）。

2-2. メディアサービス州際協定

メディアサービス州際協定は、第8条に青少年保護規定を置き、刑法典に違反する等青少年に「極めて有害な」メディアサービスの提供の禁止（第8条第1項）、青少年の発達を「損なう」ものについては、提供時間の制限、アクセス制限等により青少年の利用を排除する場合には提供を許すこと（同条第2項から第3項まで）を定めた。これにより、青少年に有害な内容のインターネットサイトを取り締まることができるようになった。

メディアサービスを業として提供するインターネットサービスプロバイダー等の事業者についても、上記のテレサービス提供事業者についてと同様の青少年保護受託者に関する規定を置いた（同条第5項）。

3. 2002年：連邦と州の合意

1997年の立法時にも懸念されていたことであるが、インターネットのサイトを個人向けと一般向けに区分することは元々困難である。連邦政府は、マルチメディア法施行後の状況について、有害文書法による規制の強化が必要であり、旧青少年保護法は技術発展に追いついていないという結論を含む報告書を、1999年6月18日に連邦議会に提出した^(注9)。特に電子メディアについて検討の必要を認めた連邦政府と諸州は、2001年に協議を開始し、2002年3月8日の州首相会議^(注10)において次のような合意が発表された。

- ・ 青少年保護の領域では、テレサービスとメディアサービスとの区分を廃止する。電子メ

ディアのうち、オフラインのメディアは連邦、オンラインメディアは州の所管とする。

- ・ 州は放送、メディアサービスだけでなく、オンラインメディア全体についての青少年保護のための州際協定^(注11)を結ぶ。
- ・ ただし連邦青少年有害メディア審査会（連邦青少年有害文書審査会を改称）の、オンラインメディアをリストに記載する権限は変更しない。
- ・ 有害指定は可能な限り自主規制機関^(注12)に委ねる。
- ・ 旧青少年保護法と有害文書法を廃止し、この二つを統合した新たな「青少年保護法」を制定し、メディア関連の条文をまとめる。
- ・ 州は監督体制を統一し、州の中央監督機関として「青少年メディア保護委員会（KJM）」を新設する。
- ・ 改正後の連邦法と州際協定を同時に施行し、発効させる。

3-1. 青少年保護法

州との合意を基に、連邦家族省が起草した新しい「青少年保護法」案が、2002年5月13日に与党会派から連邦議会に提出された。法案は連邦議会の家族・高齢者・女性・青少年委員会が議決勧告で示した修正提案を容れ、6月14日連邦議会で可決された。連邦参議院の同意は6月21日、連邦法律公報での公布は7月26日であった^(注13)。改正点を中心に新法の要点を紹介する――

- ・ 文書、テレサービス、メディアサービスという区分をやめ、放送以外のメディアを「テレメディア（Telemedien）」と「パッケージメディア（Trägermedien）」^(注14)とに区分する。

前者は、電子的な情報・テレコミュニケーションサービスにより提供される、オンラインのメディアをいい（第1条第3項）、後者は、物的な媒体に記録され、直接に又はビデオ若

しくはゲーム機等により視聴できるオフラインのメディア——図書、音楽 CD、ビデオ、CD-ROM、DVD 等——をいう（第 1 条第 2 項）。

- ・青少年に有害なパッケージメディア及びテレメディア——不道德なもの、粗暴性を助長するもの、暴力・犯罪・人種間の憎悪へとそそのかすもの——は、連邦青少年有害メディア審査会（以下、「連邦審査会」という。）が「有害メディアリスト」に記載する。リストからの削除も連邦審査会の権限とする。（第 17 条、第 18 条第 1 項）。ただし、政治的、社会的、宗教的内容にかかわるものを、その内容ゆえに記載してはならず、芸術・学術に寄与するもの及び公共の利益に資するものも記載してはならない（第 18 条第 3 項）。

- ・有害メディアリストは、以下の A、B、C、D の四部構成とする（第 18 条第 2 項）。

A：刑法には違反しないが青少年に有害なパッケージメディアを記載。官報に公示。

B：刑法違反のパッケージメディアを記載。官報に公示。

C：刑法には違反しないが青少年に有害なテレメディアを記載。官報に公示しない。

D：刑法違反のテレメディアを記載。官報に公示しない。

刑法違反の内、ポルノグラフィーについては扱いを分け、「ハードポルノ」と呼ばれる、刑法典第 184 条第 3 項及び第 4 項に定める児童ポルノ、暴力的なポルノ及び人間と動物との性的行為を扱うポルノは B 又は D に記載するが、これ以外の一般的なポルノは A 又は C に記載する。^(注15)

C、D のリストを非公開としたのは、オンラインで流通するテレメディアの場合、たとえば URL を記載するとアクセスされてしまい却って危険だからである（第 18 条第 2 項）。

記載後 25 年経過すればリストから削除する（第 18 条第 7 項）。

- ・リストに記載されたパッケージメディアは、

青少年に提供すること、青少年が立ち入り可能な場所で陳列すること、青少年の入手を防止する対策を講じることなく通信販売を行うこと等を禁止する。（第 15 条第 1 項）

- ・「極めて有害な」パッケージメディア——

① 刑法典第 86 条（憲法違反の組織を宣伝するもの）、第 130 条（特定の集団への憎悪を扇動するもの、ナチス犯罪を賞賛し又はナチス犯罪の存在自体を否定するもの）、第 130 a 条（犯罪を犯すと脅迫して公の平穩を害するもの）、第 131 条（非人間的な暴力を讃美するもの）又は第 184 条に違反するもの（ポルノグラフィー）

② 戦争を讃美するもの

③ 死につつある人又は心身に重い苦痛を受けている人をその尊厳を冒す方法で描写するもの

④ 不自然な、性を強調した姿勢をとる青少年を描写するもの

⑤ その他青少年の発達に著しく有害であることが明白なもの——

についてはリストに記載されなくても青少年への提供等を禁止する（第 15 条第 2 項）。この「極めて有害」の定義は、改正前より詳細なものになっている。

- ・リストに記載されたテレメディアの扱いは州法により定める。（第 16 条）

- ・テレメディアについては、リスト記載の決定の前に、連邦審査会は州の中央監督機関（具体的には、後述の青少年メディア保護州際協定により設立される青少年メディア保護委員会）の見解を求める。（第 21 条第 6 項）

- ・飲食店、ディスコ等への立ち入りは、従来は原則として「教育権者（Erziehungsberechtigter）」（子に対し民法上の監護権を有する者又は監護権者から監護の委託を受けている者をいう。）の同伴がある場合に認めていた。この同伴する者の概念を改め、「養育権者

(Personensorgeberechtigte Person)」「(子に対し民法上の監護権を有する者をいう。第1条第1項第3号)と「教育受託者(Erziehungsbeauftragte Person)」「(監護権者から一時的に養育の任務を委託された者等、「教育権者」より広い範囲のものをいう。同第4号)とに分ける。

- ・映画とビデオについて、5段階の年齢制限指定(①制限なし ②6歳以上可 ③12歳以上可 ④16歳以上可 ⑤18歳未満不可)を行ってきたが、新法によりコンピューターゲーム・ソフトにもこれを実施する。指定を実施するのは、州最上級官庁又は何らかの自主規制機関^(注16)とする。(第14条第2項)
- ・12歳以上可の映画について、6歳以上であれば養育権者が同伴する場合には鑑賞できる(これについては教育受託者の同伴では不可)。(第11条第2項)
- ・録画物の提供等について規制していた旧青少年保護法の第7条は映画ビデオを想定していたが、これをゲームがプログラムされたDVD等へも拡大する。録画物の自動販売機は、公共の場所での設置が全面的に禁止されていたが、年齢制限に適合した製品の販売を保証する機能をもったものについては許可する。(第12条第4項)
- ・画面付きのゲーム機の利用、設置については、有料で利用されるもののみを規制していたが、有料無料を問わず規制する。また従来は設置できなかった、青少年が立ち入り可能な交通施設構内等であっても、年齢制限が6歳以上可のゲームであれば、設置を許す。(第13条)
- ・映画上映時のアルコール及びタバコのコマーシャルは、18時以降でなければ上映できない(第11条第5項)。

最初の法案では、16歳以上の者でなければ見せることを許さない、つまり年齢制限が16

歳以上可の映画を上映する際のみ許す、としていたが(最初の法案の第14条第1項)、タバコ業界の反対によって制限が緩和された。

- ・児童及び16歳未満の少年の公共の場所での喫煙は禁止されていたが、これに加え、販売も禁止する。また、公共の場所にタバコ自動販売機を置くことを禁止する。ただし児童及び16歳未満の少年が利用できないような場所に置くか、又は技術的な対策を講じ、若しくは常に監督することにより利用できないようにする場合は例外とする。このタバコ自動販売機を規制する条文は、2007年1月1日施行である。(第10条)
- ・この法律に違反する者は刑罰又は秩序違反の罰を科される。(第27条、第28条)

3-2. 青少年メディア保護州際協定

2003年9月13日、新たな州際協定「放送及びテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年保護のための州際協定(青少年メディア保護州際協定)^(注17)」が、州首相により署名された。各州議会での批准が2003年3月中に終了し、4月に発効する。

この協定は、既存の2つの州際協定に散在していた青少年保護関連の規定をまとめた、包括的な協定^(注18)となっている。要点は以下のとおりである――

- ・放送局及びテレメディア提供事業者に対し、刑法典第86条にいう憲法違反の組織の宣伝等(青少年保護法第15条第2項とほぼ同内容であるが、同項にはない刑法典第86a条(憲法違反の団体の標章の使用)への違反が掲げられている。ポルノグラフィーについては、ハードなポルノのみを掲げている。)及び青少年保護法で定めるリストB、Dに記載されたものの提供を禁止する。(第4条第1項)。
- ・一般的なポルノグラフィー、リストA、Cに記載されたもの、その他青少年の発達に著し

く有害であることが明白なものも禁止するが、テレメディアについては、成人の利用のみに限定できる場合にはこれらの提供を許す（放送は禁止される。）（第4条第2項）。

- ・ 青少年の発達を「損なう」ものについては、享受に適さない年齢層の青少年の利用を技術的措置により排除できる場合、又は提供を23時から6時まで（16歳以上可に相当する内容のものについては22時から6時まで）に限る場合には提供を許す。ただしニュース、政治的報道はこの規制の対象外とする。（第5条）
- ・ 広告（テレショッピングも含む）について、青少年の未経験につけこんで購買欲に直接訴えるもの、青少年が両親、教師等に抱く信頼を利用するもの等は禁止する。酒の広告については、青少年を対象とするもの、青少年が飲酒している様子を描写するもの等は禁止する。テレメディアにおけるタバコの広告もこれと同様とする。（第6条）
- ・ 全国規模の放送局及びテレメディア提供事業者は青少年保護受託者を置く。ただし、第7条第2項に定める規模（月平均アクセス1000万件等）以下の事業者は、これに代えて自主規制機関と提携することができる。（第7条）
- ・ 州は青少年メディア保護委員会（Kommission für Jugendmedienschutz, KJM）を共同で設立する。

KJMは12名の専門家——州メディア担当官庁から6名、青少年問題を所轄する州最上級官庁から4名、青少年問題を所轄する連邦最上級官庁から2名——から成る。（第14条）。

KJMの権限は、この協定の遵守の監督、自主規制機関の認可、青少年の利用を排除するための技術的措置の検証、連邦審査会による有害指定についての態度決定、秩序違反の決定等である（第16条）。

- ・ 放送、テレメディアの領域において自主規制機関を設立することができる。認可された自

主規制機関は、この協定の遵守を検証する。

（第19条）

- ・ この協定に違反する者は刑罰又は秩序違反の罰を科される。（第23条、第24条）

4. 今後の問題点

ゲームソフトの年齢制限指定については、自由な物品の流通を定めるEU法に違反する、として欧州裁判所に訴える動きがある。^(注19)

インターネットの規制については、1997年の法制化以来異論も強く、紛争も起きている。たとえば、2002年2月にデュッセルドルフ行政区（Regierungsbezirk「州」の下、「郡」の上に位置する）が、78のインターネットサービスプロバイダーに対し、2つのネオナチのサイト（発信地はアメリカ）へのアクセスを遮断するように命令した。プロバイダー側は命令を不服として各地の行政裁判所に提訴し、大方は敗訴したが勝訴した例もある。上級行政裁判所で審理中のものもある。^(注20)

インターネットサービスプロバイダー等の、テレサービス、メディアサービスを提供する事業者の責任の範囲については、テレサービス法（2001年12月14日最終改正）第8条から第10条まで及びメディアサービス州際協定第6条から第9条までに規定があるが、事業者からは不明確であるという批判が出ている。

こうした議論にもかかわらず今回の立法が順調に進んだ背景として、2002年4月26日、チューリンゲン州の州都エアフルト市のギムナジウムで、放校処分になったばかりの19歳の元生徒が、教員など16人を射殺して自殺した事件がある。この元生徒が暴力的なコンピューターゲームに没頭していたとの報道が、暴力的表現への世論の憂慮を深めていたのである。

KJMを誘致しようと、ヘッセン州、バーデン・ヴュルテンベルク州など5州が2003年1月の時点で名乗りをあげている。チューリンゲン

州も、エアフルトこそ KJM にふさわしいと誘致運動中である。

(注)

(1) Gesetz zum Schutz der Jugend in der Öffentlichkeit. 解説及び翻訳：児玉嘉之、調査局ドイツ法研究会「公共の場所における青少年保護を新たに規律するための法律」『外国の立法』25巻2号（1986）pp. 55-64.

(2) Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften und Medieninhalte.（1997年の改正後の法律名）

参考：杉原周治「芸術の自由と青少年保護——ドイツの有害図書規制を素材として——」(一)(二)『広島法学』26巻1号、2号（2002）

(3) Staatsvertrag über den Rundfunk im vereinten Deutschland vom 31.8.1991. 最終改正は、2001年12月20日の、放送州際協定等を改正する第6次州際協定（2002年7月1日発効）によるもの。

バイエルン放送局ホームページに掲載。

<<http://www.br-online.de/br-intern/organisation/pdf/rundfunkstaatsvertrag.pdf>>

(4) Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste (Informations- und Kommunikationsdienste-Gesetz-IuKDG). Vom 22. Juli 1997. 全11章から成る。テレサービス法（TDG）制定、テレサービスにおけるデータ保護法制定、電子署名法制定、刑法典改正、有害文書法改正、著作権法改正等を内容とする。翻訳及び解説：石井五郎、調査局ドイツ法研究会「情報・コミュニケーションサービスのための大綱条件を定めるための法律」『外国の立法』204号（1999.12.）pp.233-258、米丸恒治「ドイツ流サイバースペース規制——情報・通信サービス大綱法の検討——」『立命館法学』255号（1997）pp.141-194.

なおテレサービス法及びテレサービスにおけるデータ保護法は、2001年制定の電子商取引法（Gesetz über rechtliche Rahmenbedingungen für den ele-

ktronischen Geschäftsverkehr. Vom 14. Dezember 2001. BGBl. IS.3721.）により、大幅に改正された。

(5) Mediendienste-Staatsvertrag vom 20. Januar bis 12. Februar 1997. 最終改正は、2001年12月20日の、放送州際協定等を改正する第6次州際協定（2002年7月1日発効）によるもの。

バイエルン放送局のホームページに掲載。

<http://www.br-online.de/br-intern/organisation/pdf/mediendienste_staatsvertrag.pdf>

(6) ドイツ連邦共和国基本法（憲法）第73条の「連邦の専属的立法権限のカatalog」中の7号に「郵便制度及びテレコミュニケーション（Telekommunikation）」が掲げられている。1994年8月30日の第41回基本法改正法律（BGBl. I S. 2245.）により、「郵便及び電気通信制度（Fernmeldewesen）」が改められたものである。法案の提案理由の中で連邦政府は、「Fernmeldewesen の概念は国際的にも Telekommunikation の概念に取って代られつつあるが、内容的な変更はしない」としている（Deutscher Bundestag. Drucksache（以下、Drs.とする。）12/7269.）。この改正は連邦郵便の民営化のためのもので、第87 f 条、第143 b 条も追加された。なおテレコミュニケーションを規律する Telekommunikationsgesetz. Vom 25 Juli 1996（BGBl. I S. 1120）は、通例「電気通信法」と訳される。

(7) 鈴木秀美「通信と放送の融合と制度改革——ドイツ放送法制の動向——」『放送学研究』50, 2001, p.35.

(8) 1997年には、サービスを提供する企業が結成する諸団体により、マルチメディアサービス提供者自主規制委員会（Freiwillige Selbstkontrolle Multimedia-Dienstleister e.V.（FSM））が設立された。加盟する企業数は FSM のホームページ（2003年2月26日最終アクセス）によれば550社に及んでいる。<<http://www.fsm.de>>

(9) Drs. 14/9410.

(10) 合意書は Eckpunktepapier とよばれ、Drs. 14/9013. S. 13以下に収録されている。

(11) オンラインメディア全体を州の権限としたこと

は、連邦にとっては大きな譲歩であると評されている。

Landtag von Baden-Württemberg. Drucksache 13/1666 (2003.1.16). <http://www3.landtag-bw.de/WP13/Drucksachen/1000/13_1666_d.pdf> S.2.

- (12) (注8) で挙げた FSM がその一例である。映画、コンピューターゲーム・ソフトの年齢制限指定を行う自主規制機関については、(注16) を参照。
- (13) 与党派提出法案：Drs. 14/9013. 委員会の議決勧告：Drs. 14/9410. 公布された法律：Jugendschutzgesetz (JuSchG) . Vom 23. Juli 2002 (BGBl. I S. 2730) .
- (14) 原語は「持ち運びのできるメディア」の意味と思われる。
- (15) 記載するリストについて一般的なポルノをハードポルノと区分しているのは、後述する青少年メディア保護州際協定第4条第2項と関係する。同項は、テレメディアについては、一般的なポルノ、リストA、Cに記載されたものの成人のみへの提供を許しているからである。

なお、ドイツ刑法典第184条第1項は、一般的なポルノについては青少年への提供を禁じるのみで、成人については規制していない。第2項はポルノの放送禁止の規定。第3項から第5項までは、ハードポルノの禁止規定である。

成人についてはポルノの規制緩和が進んでおり、第2項により放送を禁止される「ポルノ」とは、「ライブ放映」のみであるという判決が出ている。(2002年2月20日の連邦行政裁判所の判決。NJW 2002 S. 2966.)

- (16) 映画については、映画産業中央機関 (Spitzenorganisation der Filmwirtschaft e.V) の傘下にある映画産業自主規制委員会 (Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft (FSK) 1949年設立) が年齢制限指定を実施している。

コンピューターゲーム・ソフトについては、青少年・社会事業促進協会 (Förderverein für Jugend- und Sozialarbeit e. V.) に設置されたエンターテイン

メントソフトウェア自主規制委員会 (Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle USK) 1994年設立) が、1994年に年齢制限指定を開始し、2002年までに7820点のゲームソフトを審査した。結果は、①制限なし 39.3% ②6歳以上可 14.6% ③12歳以上可 21.8% ④16歳以上可 18.4% ⑤18歳未満不可 4.5% ⑥その他 1.4% である。USK ホームページ<<http://www.usk.de/>>

USK 及び年齢制限指定については、荒井裕介「第1章 第4節 ドイツにおけるゲームのレーティングシステム」(コンピュータエンターテインメントソフトウェア協会『ゲームソフトにおけるレーティングシステム構築のための調査』。情報処理振興事業協会ホームページ<<http://www.ipa.go.jp/NBP/13nendo/reports/>>に掲載。

- (17) Staatsvertrag über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien (Jugendmedienschutz-Staatsvertrag -JMStV). Landtag von Baden-Württemberg. Drucksache 13/1320 (2002.9.16). に案として掲載されている。<http://www3.landtag-bw.de/WP13/Drucksachen/1000/13_1320_d.pdf>
- (18) たとえば、放送州際協定第3条(刑法典に違反する内容等の放送禁止規定、青少年保護のための放送禁止規定)、同第4条(青少年保護受託者の規定)、メディアサービス州際協定第12条(制定時は第8条であったが、2002年の第6次改正協定により第12条となっていた。)を改め、「青少年メディア保護州際協定の規定を準用する」とし、また、放送州際協定第7条第1項の宣伝及びテレショッピングに関する規定から、青少年関連の文言を削除した。
- (19) "Initiative plant Klage gegen Spiele-Indizierung." 2003.3.1 規制に批判的なサイト heise online 掲載の記事。<<http://www.heise.de/newsticker/data/dwi-01.03.03-000/>>
- (20) "Der Weg in die Netzzensur." taz. 2003.2.13, "Provider gehen gegen Sofortsperrungen in die nächste Runde." 2003.1.10 heise online (「注18」)

掲載の記事。

<<http://www.heise.de/newsticker/data/anw-10.01.03-005/>>

(参考文献)

- ・土屋恵司「インターネット社会の倫理と法」『レファレンス』2001.11 pp.6-26.
- ・Marc Liesching, "Das neue Jugendschutzgesetz."

NJW 2002 S. 3281.

- ・Johannes Kreile, Martin Diesbach, "Der neue Jugendmedienschutz-Staatsvertrag-was ändert sich für den Rundfunk?" *Zeitschrift für Urheber- und Medienrecht (ZUM)* 2002 S. 849.

(2003年3月10日脱稿)

(とだ のりこ・文教科学技術課)

【短信：ロシア】

言語法改正の背景

土岐 康子

2002年12月11日プーチン大統領は「ロシア連邦諸民族の言語法改正法」(以下、「言語法改正法」とする。)に署名し、同法は成立した。今回成立した言語法改正法は、ロシア連邦国家語とロシア連邦共和国国家語の文字はキリル文字を基にすることを定めた規定を追加したものである。「ロシア連邦諸民族の言語法」(以下、「言語法」とする。)の制定は1991年であり、1998年には全面改正されている。その時点で使用文字については議論されず、今回の言語法改正法によって規定されたのはなぜだろうか。本稿では、多言語国家ロシアの一面を明らかにしたい。

言語法改正法の内容

今回成立した言語法改正法は、全3条からなる。以下は条文の要旨である。

第1条 「ロシア連邦諸民族の言語法」第3条に、次の第6項を追加する。

「第6項 ロシア連邦においてロシア連邦国家語と共和国国家語のアルファベット

は、キリル文字を基にした書体とする。アルファベットの他の書体は、連邦法によって定めることができる。」

第2条 この法律の施行日から6月の間に、この法律に従った法令を導入することをロシア連邦大統領に提案し、ロシア連邦政府に委任する。

連邦自治体は、この法律の施行日から12月の間に、この法律に従った法令を導入する。
第3条 この法律は、公布の日の10日後から施行する。

ロシア連邦国家語とは、連邦憲法と言語法で定められているようにロシア語を指す。^(注3)共和国国家語とは、ロシア連邦を構成する共和国がそれぞれ定めた共和国の公的な使用言語のことであり、憲法でも独自の共和国国家語制定の権利は保障されている。^(注4)なお、ここで使用されている「共和国」も「共和国国家語」も共に原語(ロシア語)では、複数形である。ほとんどの共和国では、共和国憲法や共和国の言語法の中で、共和国名にその名を冠している代表民族あるい